

入退院時におけるかかりつけ医の情報に関する病診連携の取り扱い

1. 急性期病院への入院時

急性期病院は患者に以下3点確認

- ① かかりつけ医の有無
- ② 退院後もかかりつけ医での診療を希望しているか
- ③ かかりつけ医から急性期病院への診療情報提供に対する同意

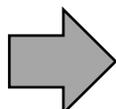
(1) ①かかりつけ医あり+②診療希望あり+③同意あり

入院先の診療科が異なっても、急性期病院からかかりつけ医へ連絡する

その際に必要に応じて診療情報提供の依頼を行う

<病院側のポイント>

- ・かかりつけ医に対して患者が入院したことを積極的に伝える
- ・かかりつけ医に診療情報の提供を求める※1



退院時は2の対応を参照

(2) 左記以外

従来通り急性期病院にて対応

2. 急性期病院からの退院時

(1) 在宅で治療する場合

急性期病院からかかりつけ医へ連絡し、退院後の対応を相談
かかりつけ医は以下3点から選択

① 従来のかかりつけ医で診療を継続する場合

急性期病院はかかりつけ医へ診療情報提供書、看護サマリー、その他のリハ・栄養についてのサマリー等があれば併せて提供

② 他の新しいかかりつけ医に紹介して繋ぐ場合

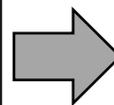
- ・急性期病院は新かかりつけ医へ診療情報提供書、看護サマリー、その他のリハ・栄養等のサマリーを提供
- ・新かかりつけ医は旧かかりつけ医に対して必要に応じて診療情報提供所や主治医意見書の写し等の提供を求める

③ 病院または施設に一任する場合

(2) 回復期病院へ転院する場合

急性期病院は、従来のかかりつけ医に回復期病院の転院先について連絡。

急性期病院は回復期病院へかかりつけ医の情報について、左記(1)の①~③のどの状態にあるか現状の状況を伝える



回復期病院から退院する際は、下記の3の対応を参照

3. 回復期病院からの退院時

2(1)と同様の対応

※1) 病院の求めで提供する診療情報は従来通り算定できません。ただし、R2年度の診療報酬改定により、かかりつけ医が患者の求めに応じて、病院受診の当日に電話等再診などで病院への受診を促し、かつ同日のうちに病院にFAXや電子メール等を含め、診療情報提供を行った場合には診療情報提供料(1)を算定できるようになりました(医科点数解釈表 A-001(7)電話等による再診 オより)。